

2024年2月8日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 吉岡 晃
(コード番号:2678 東証プライム)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 CFO 玉井 継 尋
TEL 03-4330-5130

損害賠償請求訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ

当社は、2023年5月17日付「控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、東京高等裁判所に控訴を提起いたしておりましたが、本日、控訴審判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決日および裁判所

- (1) 判決日：2024年2月8日
- (2) 裁判所名：東京高等裁判所

2. 訴訟の相手方当事者

名称 株式会社宮崎（以下、「宮崎」）
所在地 愛知県清須市西須ヶ口 93 番地
代表者 代表取締役 梅田慎吾

3. 訴訟の原因および判決までの経緯

2020年8月6日	東京地方裁判所への訴訟の提起
2023年4月26日	東京地方裁判所による第一審判決言渡し
2023年5月9日	東京高等裁判所に控訴
2024年2月8日	東京高等裁判所による控訴審判決言渡し

当社は、宮崎との間で当社が所有する再生資源（段ボール等）を宮崎に継続的に販売する旨の契約に基づき（以下「本件契約」という）再生資源の販売取引を行っており、本件契約に基づく当社と宮崎の合意により、当社物流センター「ASKUL Logi PARK 首都圏」（当時、埼玉県入間郡三芳町所在、以下「本件物流倉庫」という）の端材置場（以下「本端材室」という）において継続的に再生資源の引渡しが行われておりましたところ、2017年2月16日、宮崎の従業員は本端材室において再生資源の回収運搬作業を行う際、フォークリフトの不適切な使用等により、火災（以下「本件火災」という）を引き起こしました。

当社は、本件火災により当社が被った、本件物流倉庫の全損、近隣住民に対する補償、火災対応のための多大な人件費の投入、代替物流センターの開設といった直接的損失のほか、販売機会の逸失等の間接的損失を含めた損害として金101億591万6,808円およびその遅延損害金を求める損害賠償請求訴訟を、2020年8月6日、宮崎に対し提起いたしました。

2023年4月26日、東京地方裁判所により、宮崎に対し51億1,859万4,268円およびこれに対する遅延損害金の支払いを命ずる第一審判決が言渡されましたが、当社は判決の一部を不服として、2023年5月9日、東京高等裁判所に控訴しておりました。なお、同月10日、宮崎からも控訴が提起されておりました。

これに対して、本日、下記 4. 記載の内容の控訴審判決が言渡されました。

※訴訟内容の詳細につきましては、2020 年 8 月 6 日付「訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください

4. 判決の内容（要旨）

- (1) 1 審被告（宮崎）は、1 審原告（当社）に対して、94 億 2,638 万 9,260 円およびこれに対する遅延損害金を支払え
- (2) 1 審被告の控訴を棄却する
- (3) 訴訟費用は 1 審、2 審を通じてこれを 9 分し、その 1 を 1 審原告の負担とし、その余を 1 審被告の負担とする
- (4) この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる

5. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し決定いたします。当社業績への影響を含め、本判決について今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上